

教第1号議案

令和7年度使用教科用図書採択要領について  
教科書採択要領及び採択の流れについて、以下の通り定める。

令和6年4月16日提出

神戸市教育委員会事務局  
事務局長 高田 純

## 令和7年度使用教科書の採択要領

### 1 基本方針

#### (1) 基本的な考え方

神戸の教育は、確かな学力、豊かな心、健康・体力の知・徳・体を子供たちにバランスよく身に付けさせ、「心豊かに たくましく 生きる人間」の育成を目指している。神戸市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、この目指す人間像の実現に向けて策定した神戸市小学校教育課程基準（H31.4策定）、神戸市中学校義務教育学校（後期課程）教育課程基準（H31.4策定）、神戸市立高等学校教育課程編成の手引き（R2.10策定）、神戸市立特別支援学校教育課程編成の手引き（R2.4策定）等に則して教科書に関する調査研究を行い、適正かつ公正に採択する。採択後は、採択結果など採択に関する情報の公表を行い、開かれた採択を推進する。

文中の「小学校」には、義務教育学校前期課程を含み、「中学校」には、義務教育学校後期課程を含む。（以下同じ。）

#### (2) 採択にあたっての観点

ア. 知識及び技能の習得のための工夫がなされていること

イ. 思考力・判断力・表現力等を育成できるよう工夫がなされていること

ウ. 探究する意欲を高める工夫がなされていること

エ. ユニバーサルデザインの観点から、図版、文字、記号の大きさやレイアウト、色彩等が適切であり配慮がなされていること

※種目ごとの教科書採択にあたっては、上記採択の観点に基づく種目別の観点から実施した調査研究の報告及び評価委員会の意見等を聴取し審議・採択する。

### 2 採択までの手続き

#### (1) 小学校

令和5年度に採択した教科用図書を使用する。

#### (2) 中学校及び中学校特別支援学級及び特別支援学校中学部

① 教育委員会は、神戸市教科書評価委員会（以下「評価委員会」という。）

神戸市立中学校使用教科書調査員会・一般図書調査員会（以下「調査員会」という。）を設置する。

② 調査員会は、教科書の調査研究を行い、その結果を教育委員会事務局に報告する。

③ 教育委員会事務局は、評価委員会に調査結果を説明し、意見を聴取する。

④ 教育委員会事務局は、調査員会の調査結果と評価委員会の意見を取りまとめ、教育委員会に報告する。

#### (3) 高等学校及び特別支援学校高等部

各学校に、校長を委員長とする教科用図書選定委員会を設け、毎年自校の教育課程に則した教科書を選定し、校長が教育委員会に報告する。なお、特別支援学校高等部においては、障害のある生徒の実態に応じた最も適切な教科書を採択するため、校長が一般図書も併せて毎年、選定・報告する。

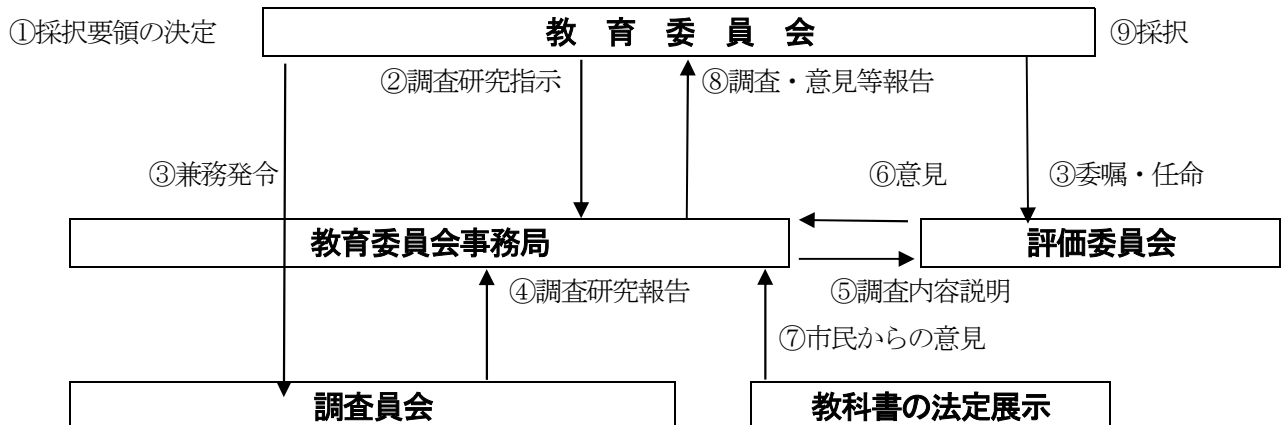
3 採択事務に関する情報公開について

教科書採択の公正確保のため、「評価委員会」「調査員会」「教科書選定委員会」の名簿と評価委員会議事録・教育委員会会議の会議録等は採択終了まで非公開とし、その後公開する。

4 教科書の展示

関係法令（教科書の発行に関する臨時措置法施行規則、第5条第2項の規定）の定めるところにより、一定の場所及び期間を定め、教科書を展示する。

**中学校及び中学校特別支援学級及び特別支援学校中学部  
教科書採択の流れ**



**【評価委員会】**

- ・委員は、学識経験者、保護者代表、学校関係者(校長)等(8名程度)から構成され、教育委員会が委嘱・任命する。
- ・調査委員会の結果をもとに協議する。

**【調査委員会】**

- ・委員は、学校関係者(校長・教員)、教育委員会事務局職員(指導主事等)から構成される。学校関係者は教育委員会が兼務発令する。
- ・各教科書の内容等を調査研究する。

**【中学校用教科書の調査研究の観点】**

- ・神戸市中学校・義務教育学校(後期課程)教育課程基準(H31.4発行)等が示す、目標や内容の達成に適切なものになっていること
- ・知識及び技能の習得のための工夫がなされていること
- ・思考力・判断力・表現力等を育成できるよう工夫がなされていること
- ・探究する意欲を高める工夫がなされていること
- ・ユニバーサルデザインの観点から、図版、文字、記号の大きさやレイアウト、色彩等が適切であり、配慮がなされていること

**【特別支援学級・特別支援学校用新規一般図書の調査研究の観点】**

- ・神戸市小学校・義務教育学校(前期課程)教育課程基準(H31.4発行)、神戸市中学校・義務教育学校(後期課程)教育課程基準(H31.4発行)、神戸市立特別支援学校教育課程編成の手引き(R2.4発行)等が示す、目標や内容の達成に最適なものになっていること。
- ・児童生徒の障害の状態や発達段階に応じた学習に適していること。
- ・児童生徒の興味・関心への配慮がなされていること。
- ・系統的な学習指導が可能なものであること。

**【教科書の展示】**

- ・神戸市中央教科書センター(総合教育センター)など市内11カ所において教科書の法定展示会を実施する。(一般図書は、神戸市中央教科書センターのみ)
- ・市民から教科書について出された意見を教育委員会に報告する。

**【情報公開】**

- ・教育委員会会議で教科書が採択された後、市民情報サービス課の閲覧室で、教科書調査委員会の名簿等の情報を公開する。

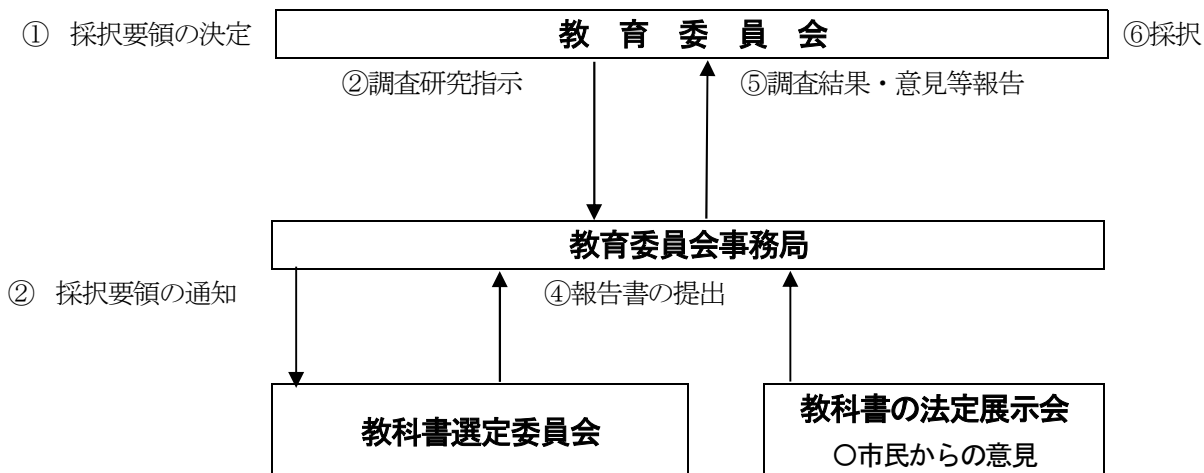
令和7年度使用神戸市立中学校及び中学校特別支援学級及び特別支援学校中学部  
教科書の採択事務日程（予定）

令和6年

月	日	曜	内 容
4	5	月	公正確保について 全校通知
4	中旬		教育委員会会議 「令和7年度使用教科書の採択要領」決定
4 ～ 5	下旬 ～ 下旬		教科書調査員会総会（第1回） 採択要領の確認（公正確保・非公開など） 調査研究の役割、方法、観点、記録などについて 調査研究日程の計画及び実施、報告について 教科書調査員会（第2回～3回） 調査研究・報告 第4回教科書調査員会 調査研究のまとめ
6	下旬		教科書評価委員会（全2回実施） 調査研究のまとめについて、意見聴取 （構成：学識経験者、中学校保護者代表、特別支援学校保護者代表、学校 運営協議会、中学校長、特別支援学校長 計8名）
6 ～ 7	中旬 ～ 初旬		教科書の展示会（市民からの意見聴取（意見箱・Formsアンケート） 場所：総合教育センター、中央図書館、東灘図書館、灘図書館、 北図書館、新長田図書館、西図書館、北神図書館、兵庫図書館、 名谷図書館、垂水年金会館（全11カ所） 期間：14日間
7	中旬 23	火	教育委員会会議 「令和7年度使用一般図書」採択 「令和7年度使用中学校教科書」採択
9	初旬		採択後情報開示 採択関係資料等を公開

## 神戸市立高等学校、特別支援学校高等部

### 教科書採択の流れ



#### 【教科書選定委員会】

- ・ 選定委員会の委員長は、校長が務める。
- ・ 委員の委嘱は、校長がおこなう。
- ・ 委員は、教頭、教員、保護者等とする。
- ・ 校長は選定委員会の調査研究をもとにして、自校の教科書を選定し報告する。

#### 【選定する観点】

- ・ 神戸市立高等学校教育課程編成手引き等が示す目標や内容の達成に最適なものになっていること。
- ・ 単元や教材の分量、配列、程度が適切であること。
- ・ 生徒の興味関心への配慮がなされていること。
- ・ 生徒の発達の段階に適応していること。

#### 【教科書の展示】

- ・ 神戸市中央教科書センター（総合教育センター）、神戸市立中央図書館の神戸市内2カ所において、教科書の展示会を実施する。

#### 【情報公開】

- ・ 教育委員会会議で教科書が採択された後、市民情報サービス課の閲覧室で、教科書採択に係る報告書等を公開する。

令和7年度使用神戸市立高等学校及び特別支援学校高等部  
教科書の採択事務日程（予定）

令和6年

月	日	曜	内 容
4	5	月	公正確保について 全校通知
4	中旬		教育委員会会議 「令和7年度使用教科用図書の採択要領」決定
5 ～ 6	初旬 ～ 中旬		各校において選定委員会を設置し選定作業を実施 ①校長が委員を委嘱 ②採択要領の確認（公正確保・非公開など） ③調査研究の役割、方法、観点、記録などの確認 ④調査研究・報告 ⑤調査研究のまとめ ⑥各科教科書の選定 ⑦報告書の提出
6 ～ 7	中旬 ～ 初旬		教科書の展示会（市民からの意見聴取（意見箱・Formsアンケート） 場所：総合教育センター、中央図書館（全2か所） 期間：14日間
7 7	中旬 下旬		教育委員会会議 「令和7年度使用 神戸市立高等学校教科書」採択 「令和7年度使用 特別支援学校高等部教科書」採択
9	初旬		採択後情報開示 採択関係資料等を公開